

2023年4月1日

会社法第801条第1項に定める事後備置書類
(吸収合併に関する事後備置書類)

愛知県刈谷市朝日町二丁目一番地
株式会社アイシン
取締役社長 吉田 守孝

当社は、2023年1月19日付でアイシン・インフォテックス株式会社（以下、「アイシン・インフォテックス」という。）との間で締結した合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アイシン・インフォテックスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行いました。本件合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年4月1日

2. アイシン・インフォテックスにおける次に掲げる事項

(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

アイシン・インフォテックスは当社の完全子会社であったため、本件合併をやめる請求について該当はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

アイシン・インフォテックスは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

イ 新株予約権買取請求（会社法第787条）

アイシン・インフォテックスは、新株予約権を発行していなかったため、本件合併においては、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

ウ 債権者の異議（会社法第789条）

アイシン・インフォテックスは、2023年1月20日、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、アイシン・インフォテックスの債権者に対して本件合併について異議があれば申し出るよう官報及び新聞公告により公告を行いました。所定の期間内に異議を述べたアイシン・インフォテックスの債権者はいませんでした。

3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件合併は、会社法796条第2項本文に規定する場合（第795条第2項各号に掲げる場合及び第796条第1項但書又は第3項に規定する場合を除く。）に該当するため、本会社法796条の2の規定による請求に関する事項の適用はありません。

（2）会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本件合併は、会社法796条第2項本文に規定する場合（第795条第2項各号に掲げる場合及び第796条第1項但書又は第3項に規定する場合を除く。）に該当するため、本会社法797条の規定による請求に関する事項の適用はありません。

イ 債権者の異議（会社法第799条）

当社は2023年2月22日、会社法第799条第2項の規定により、当社の債権者に対して本件合併について異議があれば申し出るよう官報及び電子公告の方法により公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた当社の債権者はいませんでした。

4. 本件合併により当社がアイシン・インフォテックスから承継した重要な権利義務に関する事項

（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、アイシン・インフォテックスの資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定によりアイシン・インフォテックスが備え置いた書面に記載がされた事項

（会社法施行規則第200条第5号）

別紙1記載のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2023年4月1日

7. 上記に掲げるもののほか、本件合併に関する重要な事項

（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

2023年1月20日

会社法第794条第1項に定める事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
株式会社アイシン
取締役社長 吉田 守孝

当社は、2023年1月19日付でアイシン・インフォテックス株式会社（以下、「アイシン・インフォテックス」という。）との間で締結した合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アイシン・インフォテックスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行うことといたしました。本件合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併により、当社は、アイシン・インフォテックスの資産・負債・権利義務の一切を承継することとなりますが、当社およびアイシン・インフォテックスのいずれにおいても、最終事業年度末日における資産の額が負債の額を上回っており、また、本件合併の効力発生日までに、資産または負債の状態に重大な変動が生じる事態も予測されていないため、本件合併の効力発生日においても、アイシンの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであります。また、現在、本件合併の効力発生日以後に、当社の財務状況およびキャッシュ・フローが悪化すると認められる事情も予測されておりません。

以上から、本件合併の効力発生日以後における債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上



合併契約書

株式会社アイシン(以下、「甲」という)とアイシン・インフォテックス株式会社(以下、「乙」という)は、甲乙間の合併に関して次のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として、本契約に従い吸収合併(以下、「本件合併」)するものとし、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は消滅する。

存続会社 甲:(商号) 株式会社アイシン
 (住所) 愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
 消滅会社 乙:(商号) アイシン・インフォテックス株式会社
 (住所) 東京都港区三田三丁目11番34号

(効力発生日)

第2条 本件合併の効力発生日(以下、「効力発生日」という)は、2023年4月1日とする。ただし、本件合併に係る手続上の必要性その他の事由により、必要に応じて、甲乙合意の上、効力発生日を変更することができる。

(合併に際する新株の発行および割当て)

第3条 甲は、本件合併の対価を一切交付しない。

(資本金及び準備金の額)

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

(会社財産の承継)

第5条 乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行、一切の財産管理の運営を行い、本件合併に必要な手続きを履践しなければならない。甲及び乙は、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合、予め甲乙協議の上で行う。

(合併の承認)

第7条 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ることなく

本件合併を行う。

2 乙は、会社法784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ることなく本件合併を行う。

(合併条件の変更および契約の解除)

第8条 本契約締結後、効力発生日までの間において、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件合併を行う目的の達成が困難となった場合には、甲乙合意の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項その他本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙で誠実に協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2023年1月19日

甲 愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
 株式会社アイシン
 代表取締役 吉田 守孝



乙 東京都港区三田三丁目11番34号
 アイシン・インフォテックス株式会社
 代表取締役 小泉 晶裕



第 1 7 期

計 算 書 類

〔 令和 3年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで 〕

アイシン・インフォテックス株式会社

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円、切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	1,986,575	流動負債	1,055,206
現金及び預金	1,174,399	買掛金	308,952
売掛金	794,540	未払費用	224,635
貯蔵品	3,034	未払消費税等	53,303
未収入金	8,558	未払法人税等	131,718
前払費用	9,709	預り金	6,746
その他	988	前受金	4,987
貸倒引当金	△ 4,655	賞与引当金	324,862
固定資産	375,308	固定負債	520,137
有形固定資産	20,694	退職給付引当金	462,813
建物附属設備	1,532	その他	57,324
工具器具備品	19,162	負債計	1,575,343
無形固定資産	28,564		
ソフトウェア	22,328	〔純資産の部〕	
ソフトウェア仮勘定	6,235	株主資本	786,539
投資その他の資産	326,050	資本金	50,000
繰延税金資産	323,661	利益剰余金	736,539
その他	2,389	利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	724,039
		繰越利益剰余金	724,039
		純資産計	786,539
資産合計	2,361,883	負債・純資産合計	2,361,883

損 益 計 算 書

〔 令和 3年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで 〕

(単位:千円、切り捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		6,740,673
売 上 原 価		5,626,580
売 上 総 利 益		1,114,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		472,507
営 業 利 益		641,585
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,251	
そ の 他	10,511	12,775
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	0	
経 常 利 益		654,342
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,489	8,489
税 引 前 当 期 純 利 益		645,853
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	221,312	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,994	218,317
当 期 純 利 益		427,535

株主資本等変動計算書

〔 令和 3年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで 〕

(単位:千円、切り捨て)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	12,500	802,254	814,754	864,754	864,754
当期変動額						
準備金の繰入	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 505,750	△ 505,750	△ 505,750	△ 505,750
当期純利益	—	—	427,535	427,535	427,535	427,535
当期変動額合計	—	—	△ 78,214	△ 78,214	△ 78,214	△ 78,214
当期末残高	50,000	12,500	724,039	736,539	786,539	786,539

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

仕掛品・・・総平均原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産(リース資産除く)

定率法を採用しています。

ただし平成28年度4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、改正後の法人税法に基づき定額法を採用しています。

②無形固定資産(リース資産除く)

定額法を採用しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の法定繰入率に基づき計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付等に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額等に基づき、当期末において発生しているものと認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末要支給額(17,630千円)は退職給付引当金に含めて計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	206,704千円
(2)関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	673,980千円
短期金銭債務	34,374千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,974,807千円
仕入高	52,789千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当期末日における発行済株式の数

普通株式	500株
------	------

(2)当期中に行った剰余金の配当に関する事項

令和3年5月24日開催の第16回定時株主総会決議による配当

①配当金の総額	505,750千円
②1株当たり配当金	1,011,500円
③基準日	令和3年3月31日
④効力発生日	令和3年5月25日

(3)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和4年5月30日開催の第17回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

①配当金の総額	427,535千円
②1株当たり配当金	855,070円
③基準日	令和4年3月31日
④効力発生日	令和4年5月31日

5. 1株当たり情報に関する注記

①1株当たり純資産額	1,573,079円63銭
②1株当たり当期純利益	855,070円03銭

監査報告書

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度に係る事業報告および計算書類並びにこれらの附属明細書、その他取締役の職務執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社(および主要な事業所)において業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行ない、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年4月25日

アイシン・インフォテックス株式会社

監査役 柴崎 英俊 印

以上

事業報告

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2021年度は統合アイシンの誕生をはじめ、グループ全体で事業再編、会社統合が進みました。アイシンDX戦略センターと計画段階で目標をベクトル合わせし、これら統合・再編への対応やグループでのIT一体化施策を重点に進めてきました。

- ・ AI、AW統合対応や車体、ブレーキ再編対応の推進
- ・ 0365、セキュリティ、チケット等のグループ一体化施策を協業で展開
- ・ アイシンDXプロジェクトへの参画（IOT、物流・生産、人事・経理等）

などに取組むことで、アイシン・インフォテックスの役割貢献を果たしてきました。

また、年初にIT投資計画と予算連携したことにより、リソースの最適化が図れ、仕事量を平準化でき、より効率的に事業運営ができました。緊急利益対策の固定費水準維持の効果も加え、計画を上回る利益を確保できました。

結果、当期の売上高は前年（66億86百万円）に比べ、0.8%増の67億40百万円となりました。

当期の利益は、営業利益は前年（7億63百万円）に比べ16.0%減の6億41百万円（当初計画に比べ106.6%増）、

当期純利益は前年（5億5百万円）に比べ、15.5%減の4億27百万円（当初計画に比べ99.1%増）とすることができました。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施しました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

（下記金額には建設仮勘定を含みます）

・工具器具備品	本社設備、勤怠管理システム等	3,361千円
・ソフトウェア	グループ向け連結会計システム	6,954千円

(3)対処すべき課題

2022年度はデジタル化という大変革にスピード感をもってシフトしてアイシン・インフォテックスの役割・価値向上を果たしていききたいと思います。

アイシン・インフォテックスの価値向上については

- ・IT投資テーマ計画に沿った確実なやり切り
 - ・再編対応の確実な推進（車体、ブレーキ等）
 - ・維持・運用・展開の集約による貢献
- をDX戦略センターと一体となって取り組んでいきます。

グループIT施策の実現に貢献するには既存業務を効率化し人員をシフトして対応する必要があります。

既存事業の競争力向上では

- ・標準化や品質基準明確化による運用業務の効率化
 - ・共通基盤等の移行計画に沿った実施
- を重点に取り組みます。

2022年度はアイシンDX戦略センターとより一体化し、グループの取り組みを機動的・効率的に対応していきます。

そして、2022年度の会社方針として以下の4点を掲げています。

- (1) コンプライアンスの最優先と品質至上の実現
- (2) グループ本社と一体化した活動でのA I Xの価値向上
- (3) 重点領域へのリソースシフトによる既存事業の競争力向上
- (4) 持続的成長を支える人材開発・経営基盤の確立

(4)財産および損益の状況の推移

	第14期 (平30/4～平31/3)	第15期 (平31/4～令2/3)	第16期 (令2/4～令3/3)	第17期 (令3/4～令4/3)
売上高	7,297,741 千円	6,841,234 千円	6,686,418 千円	6,740,673 千円
経常利益	594,639 千円	451,974 千円	779,322 千円	654,342 千円
当期純利益	418,135 千円	294,276 千円	505,750 千円	427,535 千円
1株当たり当期純利益	836,270 円	588,553 円	1,011,501 円	855,070 円
総資産	2,874,173 千円	2,422,411 千円	2,659,107 千円	2,361,883 千円
純資産	857,966 千円	653,273 千円	864,754 千円	786,539 千円

(5)重要な親会社の状況（令和4年3月31日現在）

親会社との関係

当社の親会社は株式会社アイシンで、同社は当社の総株主の議決権の100%（直接80.0%、間接20.0%）を保有しております。
当社は売上高の76.2%を同社から受注しております。

(6) 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

事業名	主要製品
システムソリューション事業	ビジネス系システム企画・開発・運用・保守
デジタル事業	工場システム開発・保守、CADシステム開発・運用
ITインフラ事業	インフラサービス、データセンタ運用、サーバ構築・保守 ネットワーク構築・保守
ビジネスサポート事業	情報系システム開発・運用・保守、インフラ構築・運用・保守 本社系業務サービス、アイシングループマイナンバー制度対応 オフィスITサービス
H/W・S/W販売	コンピュータ機器、ソフトウェアの販売と保守管理

(7) 主要な営業所 (令和4年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
中部本社	愛知県刈谷市

(8) 従業員の状況 (令和4年3月31日現在)

区分	人員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員	362名	△13名	38.1歳	10.18年
パート・派遣等	110名	+11名		

(注) 従業員は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

また、パート・派遣等の臨時従業員は、平均雇用人員であります。

2. 会社の株式に関する事項 (令和4年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

2,000株

(2) 発行済株式の総数

500株

(3) 株主数

2名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社アイシン	400株	80%
株式会社アドヴィックス	100株	20%

3. 会社役員に関する事項（令和4年3月31日現在）

取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
楠井 博敦	代表取締役社長	
伊藤 昌典	取締役	
小泉 晶裕	取締役	株式会社アイシン DXマネジメント部部長
熊谷 俊一	取締役	株式会社アドヴィックス ビジネスプロセス革新部部長 株式会社アイシン DXマネジメント部主査
柴崎 英俊	監査役	株式会社アイシン 経理部 主計室室長

(注) 取締役 鈴木研司氏、西尾一宏氏、監査役 川崎有恒氏は
令和3年5月24日の定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

以上